

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対する抗議

内閣総理大臣 安倍晋三殿

2014年8月15日

日本ホーリネス教団 教団委員会

委員長 中西雅裕

「剣をとる者はみな、剣で滅びる。」(マタイによる福音書 第26章52節)

私たち日本ホーリネス教団は、かつて戦争協力を行ってきた自らの過ちを悔い改め、責任を言い表したものとして、2014年7月1日に安倍晋三内閣によってなされた、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に抗議すると共に、その撤回を求めます。

1. この閣議決定は、立憲主義に著しく反するものであり、容認することはできません。憲法99条に規定されている「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」べき総理大臣と閣僚が、長く積み重ねられてきた憲法9条の解釈を強引に変え、憲法の基本理念である平和主義を変質させることは、許されないことです。

2. この閣議決定は、国民を愚弄するものであり、容認することはできません。近隣諸国を敵視するような言動をしつつ、それを積極的平和主義と称するのは、詭弁でしかありません。本来は近隣諸国との理解と信頼を構築することにより積極的に平和をつくり出すべきであるのに、いたずらに危機感を煽り、自らの主張を正当化して見せる手法は、愚民政策とでもいうべき姑息なものです。

3. この閣議決定は、平和に資することのない愚かなものであり、容認することはできません。武力を紛争解決の手段とせず、憲法9条によって培ってきた日本の平和ブランドという国際社会における信頼と評価のイメージを傷つけることは、日本国民に何ら益するものではありません。

以上の理由から、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に抗議し、その撤回を求めます。